

被扶養者の認定要件に「国内居住要件が追加される件」について

太陽生命健康保険組合

健康保険法の一部を改正する省令が公布され、令和2年4月1日から被扶養者認定要件について「被扶養者の国内居住要件の追加」が施行されます。

(健康保険法第3条第7項)

国内居住要件を満たさない被扶養者については、令和2年4月1日に被扶養者資格を喪失となります。各事業所の社会保険ご担当者の方につきましては、改正につきまして周知いただくよう、お願い申し上げます。

尚、既存の被扶養者の方につきましては、「被扶養者資格確認の実施」により確認しており、現在、この要件において資格削除となる該当者はないことを、申し添えます。

(健康保険法第3条第7項)

改正後	現行
この法律において「被扶養者」とは、次に掲げる者で、 <u>日本国内に住所を有するもの又は外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。ただし、後期高齢者医療の被保険者である者その他この法律の適用を除外すべき特別な理由がある者として厚生労働省が定める者は、この限りでない。</u>	この法律において「被扶養者」とは、次に掲げる者をいう。ただし、後期高齢者医療の被保険者等である者は、この限りでない。

以上